

第2章. 計画策定にあたって

1. 計画策定背景

○少子・高齢社会の到来とまちづくり

我が国における急速な少子化の進展は、本市においても同様であり平成14年の合計特殊出生率^{*3}は1.24と全国平均値1.32を下回り、人口を維持するために必要とされる水準（人口置換水準2.08）を大きく下回っています。市の人口の社会増^{*4}により目立たないとはいえ、高齢化の進行と相まって問題は深刻です。特に、本市の人口構造は人口急増期（1970年代）に転入してきた世代が今後一気に高齢化率^{*5}を押し上げるという特徴をもっています。

また、最近の住民移動の傾向は、我孫子地区や天王台地区におけるマンション建設等に伴い、20代後半から30代前半の世代（子育て世代）の流入が目立ついっぽうで、40歳前後の世代の転出が強い傾向にあります。市民生活や地域社会の活力を保つためには老若の人口バランスを維持することが重要となることから、平成14年度からスタートした市の第三次総合計画^{*6}では、転出入が激しい子育て世代の定住化^{*7}が課題になっています。子育て世代の定住環境を向上させるさまざまな施策の展開をはじめ、多世代が住み続けられるまちづくりを積極的にすすめる必要があるとしています。

本市の基本構想^{*8}は、「自然環境を文化に高めるまちへ」「お互いを思いやる心で元気なまちへ」「出会いと交流で活力を生むまちへ」という3つの将来都市像を掲げ、基本計画^{*9}では、「子育てしやすく若い世代に魅力あるまちづくり」の推進を重点的に取り組む施策課題と位置付けています。

子育て層をはじめ若い世代がくらしやすいまちにするため、子育てに関するさまざまな支援を充実し、子どもを安心して産み育てられる環境づくりをすすめています。また、子どもが地域の自然や人々との関わりの中で健やかに育つしくみづくりを進めています。

○地域社会の変貌

子どもたちの育つ環境や子育ての環境は、高度経済成長期（1960年代）以降、あらゆる面で大きく様変わりしました。核家族化や少子化の進行、生活様式の変化などは「子育て」や「子どもの育ち」の場である家庭、学校、地域社会を大きく変貌させました。特に地域社会では、かつて日常的に存在した家庭と地域の社会的なつながりが弱まり、人間関係や連帯意識の希薄化を招きました。

本市は首都近郊の住宅都市としての性格が濃く、（乳幼児の子育て世帯の居住年数は6割近くが5年未満、3世代同居は1割台。－平成13年6月実施、子どもの遊び場・親子の交流の場づくり計画策定に関する実態調査－）核家族化は今

後ますます進むものと考えられます。

こうした社会環境の変化は、世代間や地域内における子育ての経験・意識の伝達や育児文化の継承を困難なものとし、家庭や地域の子育て機能を衰退させてきました。その結果、地域社会では隣近所の助け合いが少なくなり、核家族化の進行と相まって子育て家庭の孤立化や子育てについての不安を助長させてきました。

また、子どもの育ちにおいても、地域コミュニティ^{*10}の弱まりは、他人の子どもへの関心を弱めるとともに、地域の子どものとして地域の大人が関わる意識や機会を縮小しました。こうした、地域環境の変貌は、子どもたちの自然体験や社会体験の機会をも減少させ、学校や地域などの多様な人々との交流や多様な経験の中で確立される調和のとれた人間形成を図ることを困難なものとしています。

さらに、放課後の過ごし方や子どもたちの遊び文化の変化などが、子ども自身の健やかな成長に影響を与えているのではないかと懸念されています。

○国際化と情報化社会

子ども達を取り巻く環境の1つとして、国際化や情報化社会の急速な進展も挙げられます。国際化や情報化社会は、輸送手段の進歩や、インターネットなどを中心とした情報通信手段の進歩などにより、国境を越えた人・もの・情報の大規模な移動が容易となりました。これらによって、経済をはじめとした様々な分野でのボーダレス化^{*11}、グローバル化^{*12}が進んでいます。

個人が海外に行くことが特別なことではなくなり、情報化の進展によって海外の情報を瞬時に知ることができるようになるなど、国際化は地域社会の中でも日常的なものとなってきました。

このような中で、個人の価値観が多様化するとともに、我孫子市でも国際交流協会「AIRA」に代表されるように、地域の国際化に積極的に取り組む人々が増加し、ボランティア活動が活発になるなど、地域レベルでの国際化への意識も高まってきています。

我孫子市における外国人の登録者数は、平成元年の259人に対し平成16年4月1日現在では、3倍以上の897人となるなど増加の一途をたどっています。また、市内の小・中学校に通う外国人の子どもや帰国子女は珍しくなくなりました。さらに中学校では外国人による外国語補助教員の採用など、子どもたちにとっても、国際化は身近なものになってきています。

国際化の進展は、人と人との相互理解・相互交流が基本となります。このようなことから次代を担う子どもたちには、日本人として、また、個人としての自己の確立や日本の歴史や文化への理解を深め、多様な異なる文化や価値観を理解し、受け入れ、協調していくことが求められています。

情報化社会の急速な進展も子どもたちの生活に大きな変化をもたらしています。昭和28年にテレビ放送が始まって以来、昭和50年代までは放送時間に拘束

される受動的なメディア*13 利用が主でした。その後、ビデオやテレビゲームの普及により時間的拘束から解放され、平成に入ってからでは携帯電話、パソコンの急激な普及やインターネット環境の整備により、情報を何時でもどこでも得られる環境が整ってきています。

この様な状況は、子どもたちの遊びや子育て環境に大きな影響を与えているとともに、溢れる情報にどう対応するかが大きな問題となっています。学校教育では、昭和 60 年の臨時教育審議会「教育改革に関する第一次答申」で「社会の情報化を真に人々の生活の向上に役立てる上で、人々が主体的な選択により情報を使いこなす力を身に付けることが今後への重要な課題である」として、学校教育における情報化への対応について提言しています。我孫子市でも中学校は平成 4 年度までに、小学校は平成 6 年度までにコンピュートルームを設置し、情報化に対応すべく授業を行なっています。

各家庭でもパソコンの普及により、手軽にインターネットを利用できる環境が急速に整ってきています。

今後も確実に進む情報化社会に向けて、大人も子どもも情報の有用性や役割、情報化のもたらす影響などを認識しつつ、コンピュータやインターネット等の情報手段の活用を通じて主体的に情報を取捨選択、発信できる能力（メディア・リテラシー）を身に付けることがよりいっそう求められています。

○学校教育の変遷

学校教育においては、子どもたちが社会の変化に対応して生きていくために必要な資質を養うことが課題となっています。

30 年ほど前から様々な教育問題が社会的に大きな関心を集め教育改革が行われてきました。1970 年代の学力向上に主眼を置いた学習指導要領*14 から 1980 年代にはゆとりある教育へと変化し、1990 年代は個性を生かす教育、2000 年代には生きる力の育成を主眼とした学習指導要領へと改訂が行われてきました。

この間、平成 4 年度からは、学校週 5 日制が試験的に導入され、平成 14 年度からは完全学校週 5 日制が実施されてきました。

この背景は、子どもたちの学習成果は国際的に見てトップクラスで、覚えることや計算、文章の読み取りは得意であるのに対し、学習が受身で、自分から調べ、判断し、自分なりの考えをもちそれを表現する力が不十分なことから、見きわめる力、表現する力まで含めた学力と学ぶ意欲の向上が求められてきたことによりです。

これらのことから、知識や技能に加えて、学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などを含めた「確かな学力*15」、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などを育む「豊かな人間性*16」、たくましく生きるための「健康・体力*17」を包含する「生きる力*18」の育成に主眼をおいた教育が展開されていて、これら 3 つが体験できる活動と体験する機会の提供が求められています。

○子どもの権利の尊重

国は、平成6年に子どもの権利について包括的かつ具体的に規定した国際的合意である「子どもの権利条約^{*19}」を批准しました。この条約は、子どもを保護する対象としてだけではなく、権利の主体としてとらえ、その判断基準として「子どもの最善の利益」という概念を挙げています。また、いっぽうで、急速な少子化の進行に歯止めをかけるべく「エンゼルプラン^{*20}」をはじめ「少子化対策推進基本方針^{*21}」などにより子どもを産み育てやすいようにするための環境整備に力点を置いた様々な対策が実施されてきました。

さらに、今後、より一層の取り組みが必要となることから「次世代育成支援対策推進法^{*22}」が制定されました。この法律で、市町村や事業主には、次世代育成支援対策の実施に関する「行動計画^{*23}」の策定が義務付けられています。

市町村行動計画の策定にあたっては、子どもの権利条約の締結国として、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮し、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について計画を策定するとしています。

○総合的な子ども施策の展開

これまで市では、国のエンゼルプランや千葉県子どもプラン^{*24}を踏まえ市の保健福祉総合計画^{*25}等に基づく各種の子育て支援施策に積極的に取り組み、成果を挙げてきました。特に保育園の待機児童の未然防止を図るため平成10年度に保育園整備計画を策定し、待機児童0（ゼロ）を実現してきました。

しかし、いっぽうで幼稚園の預かり延長保育実施園の増加（市内幼稚園の7割が実施）、幼稚園利用保護者からの夏休みに関する保育園利用の問合せの増加など、子育て家庭のニーズは多様化してきているという新たな状況がみられ、子育て支援サービスの総合化が重要な課題となっています。

今後は、これまでの児童福祉、母子保健、教育といった個々での問題のとらえ方や特定の児童や家庭を対象としたとらえ方だけでは十分な対応が出来ない状況にあると言えます。このため、全ての子どもを対象とすると同時に、行政のみならず家庭や地域社会を視野に入れて対応していく必要があります。

平成15年7月に成立した次世代育成支援対策推進法では、子育てや子どもに関連する施策や事業は拡大の一途をたどり、様々な行政分野の連携の必要性が高まっています。新しい施策を具体的に実施していくためには、子ども関連の様々な性格の事業を多くの部や課にまたがって実施されている実情の見直しをすすめて、子ども行政を確立することが求められています。

そこで、子どもと家庭を一体としてとらえ直し、家庭、地域、学校、企業、行政の役割を明確にする中で、行政においては従来の枠組を広げ、福祉、保健、教育、コミュニティ、男女共同参画^{*26}など多様な関係機関が一体となってまちづ

くりを視野に入れ、「子育て」「子どもの育ち」に対する社会的支援の強化を総合的・計画的に捉えて、取り組んでいくことが必要であるといえます。